民事訴訟法 (I T化関係) 等の改正に関する要綱案 の取りまとめに向けた検討 2

- 第1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等をしなければならない場合に関して、次のような規律を設けることで、どうか。
 - 1 次に掲げる者は、申立て等をするときは、電子情報処理組織を使用する方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について口頭でするときは、この限りでない。
 - (1) 訴訟代理人のうち委任によるもの(法第54条第1項ただし書の規定による裁判所の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。)
 - (2) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (昭和22年法律第194号)第2条、第5条第1項、第6条第2項、第 6条の2第4項、同条第5項、第6条の3第4項、同条第5項又は第7条 第3項の規定により指定された者
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により 委任を受けた職員
 - (4) (1)から(3)までの者を選任し、指定し又は委任している者
 - 2(1) 1(1)から(3)までに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により 送達を受ける旨の届出をしなければならない。
 - 【(2) 1(1)から(3)までに掲げる者に対する電磁的記録の送達は、その者が上記 届出をしない場合であっても、電子情報処理組織を使用する方法によりす ることができる。この場合においては、裁判所の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに送達すべき電磁的記録に記録された事項を記録す れば足り、その者に対し通知を発することを要しない。】
 - (注) 申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て 等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を(最高裁判所 規則に)設けるものとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

第13回会議では、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けることに関して、全ての当事者がインターネットを用いた申立て等によることを目指すべき

であることについてはおおむね異論がなく、その実現の方法や時期については異なる意見が出された。実現の方法や時期について、諸外国と比べてIT化が立ち後れていることなどを理由に改正法の施行時から全ての当事者がインターネットを用いた申立て等によらなければならないとすべきであるとの意見や改正法にそのような規律を設けた上で施行時期について検討すべきとの意見があった。他方で、デジタルツールの基本操作、デジタルサービス等の利活用、リスク回避といった基礎的なデジタルに関する能力を備えていない者が高齢者を中心に1140万人存在しているとの研究結果の紹介がされ、また、このような環境を踏まえて、改正法施行時において全ての当事者がインターネットを用いた申立て等によらなければならないとの規律を導入する環境ではないが、弁護士等の士業者についてはインターネットを用いた申立て等によるとの規律を導入すべきとの意見があった。さらに、インターネットを用いた申立て等に限定することなく、インターネットを用いた申立て等をすることに関する環境整備をすることによりインターネットを用いた申立て等をすることに関する環境整備をすることによりインターネットを用いた申立て等の利用が増えるようにしていくべきである旨の意見が出された。

2 インターネットを用いた申立て等が利用されるようにすること

インターネットを用いた申立て等は、書面による申立て等と比較すると、裁判所に出向くことや郵送によることなく裁判所や相手方とやりとりをすることができ、費用や労力の点で利便性があり、訴訟手続の円滑化・効率化を図ることができる。また、訴訟記録を裁判所のサーバに記録された電子データで作成することとしているが、全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされることとなると迅速かつ正確に裁判所のサーバに訴訟記録が作成されることとなる。そのため、当事者は、インターネットを利用して正確な訴訟記録を直ちに閲覧等をすることができる。また、相手方においてもインターネットを利用した送達を受けることができるようになり、書面に出力することなく送達が実現し、当事者及び裁判所における書面管理等のコストを始めとする民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図ることができると考えられる。

そのため、インターネットを用いた申立て等、電子データで作成する訴訟記録、インターネットを用いた訴訟記録の閲覧等、インターネットを用いた送達に関するシステムを整備した場合には、可能な限り、それらを利用されることが望まれる。

3 インターネットを用いた申立て等が利用されるようにするための方法

(1) インターネットを用いた申立て等がされることが望ましいこと

上記のとおり、インターネットを用いた申立て等をすることは、当事者及び裁判所における書面管理等のコストを始めとする民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図ることができることからすると、全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされることが望ましいといえる。部会においても、将来的に全ての申立て

等がインターネットを用いた申立て等によってされることを目指すべきであることについては、おおむねコンセンサスがあると思われる。

そのため、インターネットを用いた申立て等がされるようにするための方策を検討 する必要がある。

(2) 委任による訴訟代理人等についてインターネットを用いた申立て等によらなければ ならないこととすること

ア 委任による訴訟代理人

弁護士、司法書士及び弁理士は、業として委任を受けて訴訟代理人となることが認められている者であって、効率的・円滑な訴訟活動に努めるべき立場にあると考えられる。また、通常は、通信機器や通信環境を準備することが可能であると思われることからすると、インターネットを用いた申立て等に対応することができ、インターネットを用いた申立て等によることによって、効率的・円滑な訴訟活動をすることに協力を求めることが許容されると考えられる。

そこで、弁護士、司法書士及び弁理士は、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることが考えられることから、本文1(1)にその旨の規律を記載している。

イ 指定代理人

また、国又は地方公共団体の指定代理人についても、国又は地方公共団体がデジタル化に努めるべき立場にあることからすれば、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることが許容されると考えられる。

そこで、国又は地方公共団体の指定代理人は、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることが考えられることから、本文1(2)及び(3)にその旨の規律を記載している。

ウ 支配人

他方で、支配人については、どのような者を支配人とするかを任意に選択することができ、インターネットを用いた申立て等に対応することができる者を選任すればよいことからインターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることも考えられるが、支配人を選任する商人に、一律に民事訴訟の効率的・円滑な訴訟活動に協力を求めることができるのかについては、慎重な検討を要するとも考えられる。

エ 委任による訴訟代理人等についてインターネットを用いた申立て等によらなけれ ばならない場合の例外を設けるか

委任を受けて訴訟代理人となる弁護士、司法書士及び弁理士は、通常は、通信機器や通信環境を準備することが可能であると思われることからすると、通信障害等を除いてインターネットを利用することができない環境にある可能性があることを

理由とする例外を設ける必要があるとまではいえないと考えられる(なお、通信障害等を理由とする例外については、別途検討する予定である。部会資料第24・第1の2)。

また、全ての弁護士等がデジタルツールの基本操作、デジタルサービス等の利活用、リスク回避といった能力や知識を有しているとは限らないとはいえるものの、日常的に訴訟代理人として民事裁判手続を利用し、ほぼ例外なく、裁判所に提出する書面等をパソコンのワープロソフトを用いて電子的に作成している実情にあると考えられること、例外を設けないこととしても、これらの者に過大な負担を課すとまではいえないように思われる。

オ 委任による訴訟代理人等に委任等をしている者についてインターネットを用いた 申立て等によらなければならないこととすること

委任による訴訟代理人等に委任等をしている者は、通常は、これらの者を通じて訴訟活動をするものであり、弁護士等を通じてインターネットを用いた申立て等によることを求めたとしても特段の不都合を生じないと考えられることから、本文1(4)にその旨の規律を記載している。なお、委任関係が終了した場合には、「委任をしている者」には該当しないものと考えられる。

- (3) 委任による訴訟代理人等以外の者についてインターネットを用いた申立て等によらなければならない(書面による申立てを認めない)とすること
 - ア 全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされるようにするための方策としては、全ての当事者についてインターネットを用いた申立て等によらなければならないとし、書面による申立て等を認めないとすることが考えられる。
 - イ しかし、民事訴訟手続は、国民の全ての年齢層が利用者となるものであるが、第13回会議では高齢者を中心に1140万人がインターネットを利用するための能力や知識経験を十分に備えているとはいえない旨の研究結果が紹介されており、また、そのようなインターネットを利用するための能力や知識を十分に備えているとはいえない者に対しては、サポート態勢を十分に整備する必要があることが指摘されている。

そして、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)では、「2025年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、」とされている。しかし、この改正法施行時期において、全ての当事者について原則としてインターネットを用いた申立て等によらなければならないとの規律を設ける環境にあることについて、部会でのコンセンサスは得られていないと思われる。

また、改正法に全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によらなければならないこととする規定を設けた上で、施行時期を検討するとの考え方についても、同様に、部会でのコンセンサスを得られていないと思われる。

- ウ もっとも、他方で、前記のとおり、申立て等をインターネットでされることが望ま しく、インターネットですることができるものについては、できるだけインターネ ットによりこれを実施するような施策をとるべきであると思われる。
- エ 以上を踏まえると、委任による訴訟代理人等以外の者については、これを法律上義務付けることは難しいものの、例えば、申立て等をインターネットを使用する方法によりすることができる者は、申立て等をインターネットを使用する方法によりするものとする旨の規律(訓示規定)を設けた上で、システムを利用しやすいものにすることや本人サポートの利用状況を踏まえ、今後の実務において、インターネットによる申立てを促進し、電子化をより進展させることとすることが考えられる。また、上記の規律が義務付けるものではなく、いわゆる訓示規定である場合には、法律事項とするのではなく、規則事項と整理するのが相当である。

なお、中間試案では、注において一旦インターネットを用いた申立て等をした者 については、その事件が完結するまではインターネットを用いてする申立て等によ らなければならないものとすることを記載していたが、結局、インターネットを使 用する方法によりすることができる者の一類型であるので、上記の枠組み中で処理 をすることとし、別途取り上げることとはしていない。

4 インターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出

2に記載したとおり、訴訟記録が電子データによって作成され、インターネットを利用した送達がされることによって、書面に出力することなく送達が実現し、当事者双方において書面管理等のコストを始めとする民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図ることができると考えられる。そのことからすると、インターネットを用いた申立て等をしなければならないとされた者については、インターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出をしなければならないものとすることが考えられる。そこで、本文2(1)にその旨の規律を記載している。

また、これらの者がその義務に反してインターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出をしない場合に、書面による送達をしなければならないものとすると、このような義務を課した意味が失われるため、これらの者に対しては、これらの者がその義務に反して届出をしない場合であっても、インターネットを使用する方法による送達をすることができることとすることが考えられる。そこで、本文2(2)では、その旨の規律を記載した上で、この場合には、通知の宛先となる通知アドレスの届出もないこととなるため、通知を発することは要しないものとしている。

もっとも、以上の規律を置くとしても、訴訟代理人等は、委任状等を提出する際に併せ てインターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出をすることとなるものと 考えられるため、実際上は、訴訟代理人等があるケースでは、基本的には、原則どおりそ の届出先に通知がされることになると考えられる。

第2 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下

裁判所書記官による訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による訴 状却下命令に対する即時抗告の却下に関し、次のような規律を設けるものとす ることで、どうか。

- 1 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書 記官は、相当の期間を定め、その期間内に納付すべきことを命ずる処分をし なければならない。
- 2 1の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 3 1の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、一週間の不 変期間内にしなければならない。
- 4 3の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- 5 裁判所は、3の異議の申立てがあった場合において、1の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。
- 6 1又は5の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないと きは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- 7 6の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告を した者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出され る民事訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の手数料を納付し ないときは、この限りでない。
- 8 7のただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
- 9 8の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(説明)

- 1 本文1から7まで
 - (1) 本文1から7までの内容 本文1から7までは、部会資料22の第7の2と同内容である。
 - (2) 裁判所が納付を命ずる処分に対する異議申立てについて判断をすること 本文5は、裁判所書記官の納付命令に対する異議についての判断を裁判所がすること ととしており、破産法第21条も裁判所書記官の補正を命ずる処分に対する異議申立

てについての判断を裁判所がすることとしている規律と同様である。これは、裁判所 書記官に対する監督権限が裁判所にあることから、裁判所書記官の判断に対する異議 の申立てについては、裁判所が判断すべきであるとの考え方に基づくものと考えられ る。

なお、訴状の補正命令に対して不服申立てをすることができないと解されているの と同様に、この異議申立てに対する裁判所の判断(本文5の判断を含む。)に対しては 不服申立てをすることができないものと解される(この判断に対して不服のある原告 は、その後の訴状却下命令に対して即時抗告を提起し、その中で補正命令の当否を争 うことができる。)。

(3) 裁判所書記官による納付命令と裁判長の却下命令

実務上は、裁判所書記官において判断に悩むような事案については、納付命令を発令する前に裁判長と相談した上で発令されると考えられることから、裁判長の訴訟物の価額の認定と裁判所書記官のそれが異なることは想定し難い。また、訴状却下の判断自体を裁判長の判断とするのであれば、その前提となる命令自体は裁判所書記官の権限としても、基本的には、裁判長による判断が保障されていると考えられる(いずれにしても、原告が納付すべき訴えの提起の手数料を納付しているときは、裁判長は、訴状却下命令の前提を欠くものとして、訴状を却下することはできないと解される。)。

2 本文8及び9

本文8及び9は、部会資料24の第2に関する議論を踏まえて訴状却下命令に対する 即時抗告の原裁判所による却下の規律を新たに提案するものである。

費用を納付していないことを理由とする訴状却下命令に対しては、例えば、その納めるべき費用の額に争いがある場合に、その争う機会を保障するため抗告審の判断を得る機会を保障する必要があると思われるが、他方で、自己が考える額すらも納めていないケースについては、抗告審の判断を仰ぐ機会を保障する必要に乏しいと思われる。

以上を踏まえ、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される民 事訴訟費用等に関する法律の規定による訴え提起の手数料を納付することなくされた即 時抗告については、原裁判所において却下する規律を設けることを提案している。

なお、これまで、補正命令をかけないまま訴状を却下する制度などについて検討がされていたが、従前の議論を踏まえて、これは取り上げていない。

第3 新たな訴訟手続

新たな訴訟手続として、次のような規律を設けることで、どうか。

1 当事者は、裁判所に対し、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の 申述をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでは ない。

- (1) 消費者契約に関する訴え
- (2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え
- 2 当事者の双方が1の申述をした場合には、裁判所は、新たな訴訟手続により 審理及び裁判をすることが困難であるときを除き、訴訟を新たな訴訟手続により 事理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が1の申述をした場合において、相手方が新たな訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とする。
- 3 1又は2の申述又は同意は、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論 又は弁論準備手続の期日においては、口頭ですることを妨げない。
- 4 訴訟が新たな訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した 期日は、新たな訴訟手続のために指定したものとみなす。
- 5 2の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から2週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。
- 6 裁判所は、5の期日において、当該期日から6月以内の間において当該事件 に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日 から1月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 7 2の決定があったときは、当事者は、5の期日から5月(裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間)以内に、 攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。
- 8 新しい訴訟手続における証拠調べは、5の期日から6月(裁判所が当事者双 方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間)以内にしな ければならない。
- 9 新たな訴訟手続における期日の変更は、法第93条第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 10 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する 旨の決定をしなければならない。
 - (1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をしたとき。
 - (2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- 11 10の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 12 訴訟が通常の手続に移行したときは、新たな訴訟手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 13 新たな訴訟手続の電子判決書には、事実の要点及び主要な争点についての理

由を記録する。

- 14 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、 訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。
- 15 新たな訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- 16 法第358条から法第360条までの規定は、15の異議について準用する。
- 17 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
- 18 法362条から法第364条までの規定は、17の審理及び裁判について準 用する。

(説明)

1 部会のこれまでの議論

第16回会議において、新たな訴訟手続については、当事者が主張立証する権利を制限することになり得、十分な審理ができない訴訟制度となる可能性があることや、判決に対する異議によって通常手続に移行した場合にその後に同じ裁判官が裁判を行うと自ら出した判決を覆すことは難しいなどの懸念材料があることから、慎重な検討が必要であるとの意見があった一方で、企業の立場から予測可能性を高める手続に非常に大きな価値があることについては賛同する意見が多く、特に事実関係に争いがなく法律の適用について争いがある事案で早期に裁判所の判断が示されることは非常に利便性が高いとの意見が出された。また、十分な審理ができないとの懸念に対しては当事者双方の合意に基づいて開始することや当事者が通常の手続で審理することを望む場合には通常の手続に移行することによることが考えられる旨の意見など出された。

2 検討

(1) 検討の必要性等

意見募集の結果やこれまでの部会の議論を踏まえると、判決までの期間についての当事者の予測可能性を高めるために、争点整理を集中的に行い、これを充実させつつ、判決に至るまでの手続を適正かつ迅速に進行することができるような制度を設けることにつき検討することが考えられる。

(2) 対象とする事件

ア 判決までの審理期間についての当事者の予測可能性を高めるという観点からは、基本 的には事件の内容を最も知り得る当事者において、一定の審理期間で早期に判断を求め ることが適当であると考える事件を対象とすることとするのが適当である。

そして、これまでの部会での議論からすると、例えば、当事者間において事実関係に 争いがないが契約条項の解釈や法適用について争いがある事案や当事者間において訴訟 前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案が念頭に 置かれる。

イ また、早期に審理を終えるためには、次のとおり当事者は早期に証拠を提出するなど、 訴訟活動を集中的かつ迅速にする必要が生じるから、消費者と事業者間で締結される契 約に関する訴えや、個別労働関係民事紛争に関する訴えといった証拠の偏在や経済力に 格差がある事件類型については、労働審判手続のような訴訟と異なる手続によるのは別 として、この仕組みの対象とするのは相当でないと考えられることから、除外すること が考えられる。

(3) 手続の開始

ア 上記のとおり、早期に審理を終えるためには、次のとおり当事者は早期に証拠を提出するなど、訴訟活動を集中的かつ迅速にする必要が生じるから、当事者双方がこのような手続で審理及び判断を求める場合に手続を開始することとすべきであると考えられる。また、当事者双方が事案の内容に照らして自らそのような審理期間での主張及び証拠を提出する審理を望むことや、後記のとおり当事者の申述によって通常の手続に移行することからすると、主張立証が当事者の意思に反して制限されて十分な審理がされないこととなるとはいえないものと考えられる。

そこで、当事者の一方が新しい訴訟手続によることを求める申述をし、相手方が同意 する場合や当事者双方がそのような申述をした場合に手続が開始することとしている。

そして、当事者による申述の意思を明らかにする観点から、口頭弁論又は弁論準備手 続の期日において申述をする場合を除いて、書面でしなければならないものとしている。

また、当事者の申述の時期は、判決までの予測可能性を高めるという趣旨からすると、 比較的早い時期にされることが想定され、通常は、裁判所が事件の進行について当事者 双方と協議をすることができる争点及び証拠の整理手続の最初の期日までにはすること が想定される。さらに、裁判所が事案に応じて新しい訴訟手続の利用を認めることも考 えられ、裁判所が申述をする期日を定めたときにはその期日まですることができること とすることも考えられる。

イ もっとも、一定の期間内に審理を終えることが困難であるときには、新しい手続で審理を進めるのは適当ではないと考えられることから、開始しないこととしている。また、訴訟代理人の選任を必要的とする意見もあったが、いわゆる本人訴訟の当事者においても新しい訴訟手続を利用したいとのニーズがある場合にそれを一律に否定することは難しいと考えられる。なお、訴訟代理人が選任されていることが事案との関係で新しい訴訟手続で審理をすることが困難であるか否かの当事者及び裁判所による判断の一要素に

なるものと考えられる。

(4) 審理の期間、当事者による主張・立証

審理の期間については、新たな訴訟手続が開始した後に当事者間で合意する期間とすることも考えられるが、訴え提起前の段階を含めて当事者の予測可能性を高める観点から、一定の期間として新しい訴訟手続の開始から口頭弁論の終結までを6月と法定すること、当事者の意見を聴いた上でそれよりも短い期間としたときにはその期間とすることを提案している。

また、新しい訴訟手続を開始することとした場合には、速やかに新しい訴訟手続の期日を実施すべきであり、また、予測可能性を高める観点から、裁判所は、新しい訴訟手続を開始することとしたときから2週間以内の日に新しい訴訟手続の期日を指定し、その期日において、当該期日から6月以内に口頭弁論を終結する期日を、口頭弁論を終結する日から1月以内の判決言渡しの期日を指定しなければならないこととしている。

このように、審理の期間を6月と法定することにより、当事者は早期に審理期間に見合った証拠を提出し、裁判所及び当事者は訴訟活動を集中的かつ迅速にすることとなる。

(5) 通常の訴訟への移行

新しい訴訟手続を開始することに同意したものの、予期しない事態となることも想定される。そして、新しい訴訟手続が当事者の同意に基づくものであることからすると、当事者双方が新しい訴訟手続を継続することが適当ではないと考えるときには通常の手続で審理及び裁判をすることとするのが適当であると考えられる。

また、新しい訴訟手続が当事者双方が主張や証拠を早期に提出することを前提とするものであることからすると、当事者の一方が通常の手続に移行することを希望するときには、新しい訴訟手続で審理を継続することは通常は困難であるし、また、判決を出したとしても異議申立てがされることが見込まれることから、通常の手続によって審理及び裁判をすることが適当であると考えられる。

さらに、当事者双方が新しい訴訟手続での審理及び裁判を求める意思を維持している場合であっても、審理の経過に鑑みて裁判所において新しい訴訟手続で審理及び裁判することが困難であるときにそのまま継続することは適当ではない。

そこで、当事者の双方又は一方から通常の手続に移行する旨の申述がある場合や裁判所 において新しい訴訟手続で審理及び裁判をすることが困難であると考えるときは通常の手 続に移行することとしている。

(6) 判決

判決は、審理の結果を適切に反映して、当事者に判断の理由を示す必要がある。

新しい訴訟手続は、上記のとおり、一定の審理期間の中で、主要な争点について集中的な審理をしていることや、口頭弁論の終結から判決までの期間を1月と法定し、早期に裁判所の判断が示されることとしていることから、当該争点について裁判所がいかなる判断

をしたかという当事者のニーズが特に高い事項を中心に記載することが考えられる。

(7) 不服申立て

新しい訴訟手続は、当事者の一方の申述により通常の手続に移行することや証拠調べは一定の期間内にするものとされているものの当事者が必要と考える主張及び証拠を提出し、裁判所が必要と考える審理をし、判断をするのに熟したものであるとして判決が出されていることからすると、通常の控訴とすることも考えられる。

もっとも、新しい訴訟手続は、証拠調べを一定の期間内にするものとしていることから、 事実上、証拠方法が期間内に審理可能なものとなり、当事者のニーズとしては、一定の期間内に提出することができる証拠に限定されていることを前提に裁判所という公的機関の判断を示してもらいたいということにあるものであり、その判断に対して不服があるときには、更に鑑定や文書提出命令などの証拠方法による立証を尽くして第一審の判決を受けるという利益を確保することが適当であると考えられる。

そこで、新しい訴訟手続に対しては異議申立てをすることができることとし、適法な異議申立てがあった場合には口頭弁論の終結前の状態に復することとしている。その結果、 異議申立てがされれば、第一審の審理を継続して、必要な審理をした上で、判決をし、その 判決に対して不服があるときは、控訴をすることができることとなる。

(8) 小括

以上を踏まえ、訴訟手続の特則として判決までの期間の予測可能性を高める新しい 訴訟手続に係る規律を設けることについて、どのように考えるか。

第4 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、法第2編第8章に次のような規律を設けては、どうか。

- 1 音声の送受信による通話の方法による口頭弁論
 - (1) 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。
 - (2) (1)の期日に出頭しないで(1)の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。
- 2 映像等の送受信による通話の方法による尋問

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ とができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。 (説明)

1 部会でのこれまでの議論

第16回会議では、IT化に伴う簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けることについて、複数の具体的な検討事項が取り上げられ、議論がされた。同会議では、電話会議による口頭弁論や当事者尋問を認めるべきであるとの意見があった一方で、本人確認や公開原則との関係について課題があるとの指摘もあった。また、ウェブ会議等による証人尋問の要件を緩和することについても、意見が出された。

2 電話会議による口頭弁論(本文1)

簡易裁判所の訴訟手続においては、最初にすべき口頭弁論の期日のみならず、続行の期日においても準備書面の陳述擬制が認められている(法第277条)。そのため、当事者は、簡易裁判所においては、この制度を利用し、裁判所に出頭することなく手続を進めることが可能であるが、このような場合において、裁判所が、出頭していない当事者に対し、期日において、ウェブ会議等のみならず電話会議を用いて準備書面の記載内容等について確認することができることとすれば、更に充実した審理につながると思われる。他方で、映像を伴わない電話会議による口頭弁論は、ウェブ会議等による口頭弁論と比較してより簡略な方法を採るものといえるため、本文1は、より慎重に、当事者に異議がないことを要件としてそのような手続を行うことができることとするものである。

なお、これまでの部会では、電話会議による口頭弁論を認めることは、本人確認等の観点から課題がある旨の指摘もあったが、現行法上、電話会議による弁論準備手続(法第170条第3項)や少額訴訟における電話会議による証人尋問(法第372条第3項)も認められており、同様に、電話会議により出頭する当事者の本人確認等を行うことも可能であると思われる(もっとも、いずれにしても、本人確認等に支障がある事案では、この方法を用いないこととなる。)。また、これまでの部会では、公開原則との関係について指摘があったが、手続自体が公開されれば、その要請を充たすし、その趣旨から、必ず映像が必要となるとまではいえないように思われる。

3 ウェブ会議等による証人尋問等の要件(本文2)

現行法では、ウェブ会議等による証人尋問等について、法第204条がその要件について定めているが、これまでの部会では、この要件について一定の見直しを行い、相当と認める場合において当事者に異議がないとき等にもこれを認めることとすることが検討されている(部会資料23第6の1)。

一方で、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする簡易裁判所の位置付け(法第270条)に鑑みると、簡易裁判所の訴訟手続についてITをより活用しやすくするため、その特則として、上記の要件を緩和することが考えられる。また、簡易裁判所におい

ては、尋問に代わる書面の提出について、相当性の要件のみでこれが認められており、当事者に異議がないことは要件とされていないが(法第278条)、ウェブ会議等による証人尋問について、尋問に代わる書面よりも厳格な要件を設定することは均衡を失するようにも思われる。

そこで、本文2は、ウェブ会議等による証人尋問等の要件についての特則を設け、裁判 所が相当と認めるときにこれを行うことができることとするものである。